

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県大島郡瀬戸内町

2 構造改革特別区域の名称

奄美大島瀬戸内町ノヤギ特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域の一部（狩猟可能区域）

4 構造改革特別区域の特性

（1）概況

瀬戸内町は東経 $129^{\circ} 8' 18''$ ～ $129^{\circ} 25' 54''$ 北緯 $28^{\circ} 0'$ ～ $28^{\circ} 15'$ に位置し、鹿児島県本土から南西に約380km下った海上にある奄美大島本島の南西端部と、加計呂麻・請島・与路島からなっている。いずれも300m～400mくらいの山岳地がつらなり、急傾斜となって海岸線に迫っている。海岸線はリアス式海岸を形成し学術的にも貴重な動植物が生息している。また、奄美大島の気候は亜熱帯海洋性で、四季を通じ温暖で、降水量は全般的に多く、年間2,800mmの雨が降る地域である。

奄美大島を含む琉球諸島は、独特な地史を有し極めて多様で個性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価され、平成15年5月、世界自然遺産の候補地に選定された。

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、飼育されていたヤギが放棄されるようになっている。その結果、野生化したヤギ（ノヤギ）による食害が拡大しており、有害鳥獣捕獲による駆除も行われているが、生息数を減少させるにはいたっていない。

（2）ノヤギによる被害状況

瀬戸内町周辺の土砂流出・植生破壊

（3）ノヤギの生息状況

瀬戸内町内に約2,000頭のノヤギが生息していると推測されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、奄美大島では家畜として飼育されていた山羊が放棄されるようになり、その山羊が野生化したノヤギが急速に増えた。ノヤギは森林や海岸部の崖地に生息し、

一帯の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

ノヤギは狩猟鳥獣の対象となっていないため、被害が明らかな箇所では有害鳥獣としての捕獲が可能であるものの、被害届け等、手続きの関係上速やかに捕獲できない状況にある。

そこで、ノヤギを速やかに捕獲する対策として、本特例措置を適用することにより、ノヤギの食害による土砂流出や植生破壊等を抑制し、生態系の保全や植生の回復が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 効率的な捕獲

狩猟免許を所持している者が、狩猟期間においては、有害鳥獣の申請を行う必要なくノヤギを捕獲することができるようにする。

(2) 自然環境の保全

ノヤギの生息数を減らすことにより、土砂流出や植生破壊等を抑制し、生態系の保全や植生の回復を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ノヤギの捕獲効率が上がれば、ノヤギによる森林や海岸部の崖地の土砂流出や植生破壊等が抑制され、世界自然遺産登録に向けての検討課題とされている、重要地域の保護担保措置が図られることとなる。

なお、本特例措置を適用することにより、ノヤギの生息数を減少させ、平成27年の生息数を0頭とすることを目標とする。

現状 平成22年：2,000頭

目標 平成27年： 0頭

8 特定事業の名称

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) ヤギ被害防除対策事業（補助事業）

ノヤギの捕獲により、奄美の自然生態系を保全する。

(2) 説明会

狩猟免許を有するものに対し、捕獲後の取り扱いについて、特に銃殺した場合は処分にかかわる手続きがあるため説明を行う。

(3) 住民に対する周知

広報紙・新聞等により、町民へ周知を図る。また、山羊を飼養している町民へは個別に文書を送付する。

別紙

1. 特定事業の名称

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域の範囲において、狩猟免許を有し、狩猟を行おうとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

狩猟免許を所持している者が狩猟期間において、ノヤギを捕獲することを認める。

5. 当該規制の特例措置の内容

瀬戸内町においては、山羊の放し飼いを防止し、環境衛生の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図るため、平成20年6月1日に「瀬戸内町山羊の放し飼い防止等に関する条例」を制定した。当条例に基づき、地域住民の協力のもと、飼養山羊の適切な管理が行われており、現在、放牧による飼養山羊は存在しない。

本特例措置を実施するにあたっては、当町において、猟友会との協力のもと、狩猟者に対してノヤギの狩猟について周知及び説明を行う。また、広報誌や新聞等を通じて住民に対して周知すると共に、山羊を飼養している町民へは個別に文書を送付する。